

事後審査型制限付き一般競争入札共通事項
(電子入札：物品用)

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「自治令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。

2 用語の定義

- (1) 宇都宮市電子入札システム
宇都宮市の契約に係る入札を処理するシステムの総称であり、以下のシステムで構成されるものをいう。
ア 電子入札システム
電子入札に参加しようとする者の利用者登録、入札書の提出及び受理並びに落札者決定までの一連の事務を電子計算機(以下「コンピュータ」という。)とインターネットを利用して行う電子情報処理組織(コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。)をいう。
イ 入札情報システム(PPI)
インターネットを利用して入札情報を公表する電子情報処理組織をいう。
- (2) 紙入札
書面により入札書を提出するものいう。
- (3) ICカード
電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第154号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書(以下「特定の電子証明」という。)を格納しているカードをいう。

3 入札手続

- (1) 入札は電子入札システムによるものとする。
- (2) 指定された提出期限までに、電子入札システムにより入札書を提出すること。

4 仕様書等

仕様書については、宇都宮市電子入札システムからダウンロードすることができる。また、見本品や印刷原稿がある場合は契約課にて閲覧し、事前に確認すること。

5 説明会 行わない。

6 入札の留意事項

- (1) 入札に際しては，地方自治法（昭和22年法律第67号），同施行令，宇都宮財務関係規則，宇都宮市物品購入等事後審査型制限付き一般競争入札実施要領，宇都宮市物品購入等競争入札参加者心得等を守ること。
- (2) 入札に際しては，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10（消費税及び地方消費税に係る軽源税率対象については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額とする。ただし，単価契約及び市が指定する場合はこれによらない。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の110分の100（消費税及び地方消費税に係る軽源税率対象については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書の書換え，又は撤回は認めない。
- (5) 入札回数は2回とする。ただし2回の入札により予定価格に達する者がいない場合は，随意契約へ移行することができるものとし，有効な最低価格者から見積を徴取する。なお，見積回数は，最大3回までとする。
- (6) 再度の入札に付する場合
次に該当した場合は，再度の入札に付するものとし，電子入札システムにより行う。その場合の入札書提出期限は，再度の入札参加対象者あてに連絡する。
 - ① 落札候補者がいないが，予定価格を超えて入札した者がいる場合
 - ② 事後審査の結果，全ての落札候補者が失格となったが，予定価格を超えて入札した者がいる場合
- (7) 落札者の決定方法
開札の結果，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札（最低制限価格制度を採用した場合これに従う）を行った者を落札候補者とし，その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果，入札参加資格要件を満たしている場合には，当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には，次順位者から順次審査を行い，適格者が確認できるまで行うものとする。
なお，随意契約に移行する場合は，その者の入札参加資格要件の審査を行い，見積金額が予定価格の制限の範囲内（最低制限価格制度を採用した場合これに従う）であれば決定とする。

7 紙入札承諾の基準

- (1) 電子入札から紙入札への変更を認める基準
次のいずれかの事由に該当する場合に限り，電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。なお，紙入札の変更を求める場合は，公告に示されている承諾書の提出締切日までに「紙入札方式承諾書兼誓約書」を宇都宮市理財部契約課（5階）へ持参により提出すること。
 - ① ICカードを新規発行申込中のため使用できない場合
 - ② ICカードの失効や破損等で使用できない場合

- ③ システムや通信回線の障害等により、電子入札システムが使用できない場合
 - ④ その他市長が必要と認める場合
- (2) 紙入札への変更を認めた場合の取扱い
- 前号の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として電子入札システムに登録する。なお、この場合は、当該入札参加者は、電子入札システムに処理を行うことはできない。ただし、既に処理済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、紙入札への変更は認めない。
- (3) 紙入札者の入札書等取扱い
- ① 入札は郵送によるものとし、持参によるものは認めない。
 - ② 郵送方法は、発注者が受領確認できる「一般書留」、「簡易書留」のいずれによるものとし、「特定記録郵便」、「普通郵便」によるものは認めない。
 - ③ 宛先は、日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局 宇都宮市役所契約課行 とすること。
 - ④ 入札書は、郵便入札用の指定様式を使用すること。
 - ⑤ 郵送する封筒は、郵便入札用の指定封筒を使用すること。
 - ⑥ 指定された提出期限日まで日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局必着のこと。

8 開札の立会

電子入札システムによる入札の執行にあたっては、立会人を置くことなく開札できるものとする。

9 契約保証金 免除

10 入札担当職員 契約課長

11 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

- ① 入札参加資格確認書類
 - ・ 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
 - ・ 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書により求められている書類
- ② 入札参加資格確認書類の交付
 - ・ 入札参加資格確認申請書は、市のホームページからダウンロードを原則とし、契約課窓口での交付は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出期限及び提出方法

- ① 提出期限
 - 確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）とする。
- ② 提出方法
 - 「事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書」については、

入札情報システムにより提出すること。なお、「事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書により求められている提出書類」について、電子入札システムからの提出ができない場合は、宇都宮市理財部契約課（5階）へ持参し提出すること。郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日の翌日から起算して原則2日以内（市の休日を除く。）に通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前号の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に第1号に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

1.2 契約書作成 要する。

1.3 入札の無効

- (1) 次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 特定の電子認証（以下「電子認証」という）を受けていない入札書による入札
 - ② 電子認証の不正使用による入札
 - ③ 入札に際して虚偽又は不正行為があったとき
 - ④ 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
 - ⑤ 開札日時において、有効期間を過ぎるICカードを使用して行った入札
 - ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 前号の③に該当する場合には、当該案件に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 入札参加保留又は入札参加停止期間中である者など、入札時点において第1項及び入札公告の条件に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1.4 入札の中止等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがある。
- (2) 市が必要と認めるときは入札を中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において入札とは、公告から落札の決定（契約締結前）までをいう。
- (3) 前号において、当該入札のために要した費用を市に請求することはできない。

1.5 異議の申立ての制限

入札を行った者は入札後、宇都宮市契約規則、仕様書、見本品等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.6 同価入札

落札候補者となるべき価格と同一価格の入札をした者が、2者以上になった場合には、当該入札者に連絡を取り、別に指定する日時及び場所において、くじにより入札参加資格審査の審査順位を決定するものとする。

審査順位が第1位の者の入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定する。満たしていない場合は、次順位者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

17 最低制限価格制度

- (1) 予定価格が1件130万円を超える印刷物等の製造請負を対象として実施する。
- (2) 開札において、入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満の入札は、失格とする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格で入札を行った者の中で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (4) すべての入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満のときは、不調とする。

18 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの事業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 地元事業者育成の観点から、下請を必要とする場合は、可能な限り宇都宮市内の事業者へ発注するように努めること。
- (3) 供給者等は、契約の履行に当たり、供給者等が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に通報し、捜査上必要な協力を行い、市の発注担当課に報告を行うこと。
なお、供給者等が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、本市への報告や警察への届け出を怠った場合には、入札参加停止の対象となる。